## 電気需給約款(高圧)変更に関するお知らせ

拝啓 平素は株式会社イーネットワークシステムズ(以下「当社」といいます。)が提供する電力サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度当社では、電気需給約款(高圧)を一部変更することといたしましたのでご案内申し上げます。 必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 新約款の適用日
   2024 年 10 月分の電気料金から適用
- 2. 変更内容
  - (1) 19条 (料金単価の変更) 2項の変更

これまで、2023 年 4 月、レベニューキャップ制度の導入に伴う送配電事業者による託送料金の見直 しおよび 2024 年 4 月、発電側課金制度の導入に伴う送配電事業者による託送料金の見直しなど制度 変更による料金変更が行われたことなどから、19 条(料金単価の変更) 2 項に以下条件を追加いたし ました。(追加箇所は赤字下線部分です。)

## 変更前 変更後 19条 19条

(2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の14日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。本号による中途解約の場合には、お客さまおよび当社の双方は、互いに本項による中途解約に伴う損害賠償義務・補償義務等を負わないものとします。

(2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の14日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。<u>(ただし、各一般送配電事業者の料金の改定がされた場合、および託送供給等約款の改定により料金の改定が必要となる場合は除きます。</u>)この場合には、本契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。本号による中途解約の場合には、お客さまおよび当社の双方は、互いに本項による中途解約に伴う損害賠償義務・補償義務等を負わないものとします。

## (2) 細微な文言の修正

よりわかりやすい記載に細微な文言の修正を併せて行っております。

- 3. 変更後の電気需給約款
  - https://www.enetsystems.co.jp/wp-content/uploads/20240901\_allarea\_hv\_hyoujun.pdf
- 4. 本件に関するお問い合わせ窓口

ENS コールセンター 0570-091-710 受付時間 10:00~18:00 (平日)

今後も皆さまのご期待にお応えできるよう努力を重ねてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。